

# 次代へ伝えるかけがえのない 文化財の保存・活用について

(青森県文化財保存活用大綱 概要版)



さんないまるやま  
特別史跡 三内丸山遺跡 (青森市)



かざはり  
国宝 風張1遺跡出土土偶 (八戸市)



しもきた のうまい  
重要無形民俗文化財 下北の能舞



しき  
八角五段重箱「四季」



つがるぬり  
重要無形文化財 津軽塗 研ぎ出し風景



きたかねがさわ  
天然記念物 北金ヶ沢のイチヨウ (深浦町)



かさいしけ  
重要文化財 旧笠石家住宅 (十和田市)

青森県教育委員会



三内丸山遺跡マスコットキャラクター  
さんまる

# 文化財の保存・活用について

## ● 青森県文化財保存活用大綱の策定

青森県には、豊かな自然や風土に育まれた数多くの文化財が残されています。祖先から受け継いだこれらの貴重な文化財は、本県の歴史と文化を理解する上で欠くことのできない財産であるとともに、地域に暮らす人々の心の拠りどころでもあります。これらの文化財を次世代に確実に継承していくことは、県民共通の責務であると言えます。

青森県教育委員会では、令和2年3月に「青森県文化財保存活用大綱」を策定しました。本大綱は、文化財の保存・活用について、県全体の基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的としています。

このリーフレットでは、本大綱で取りまとめた、文化財の保存・活用に関する基本的な方針や、県として講ずる措置などについて御紹介します。

## 青森県の文化財

文化財は文化財保護法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群に分類され、埋蔵文化財や文化財の保存技術も保護の対象とされています。

青森県内における国や県、各市町村の指定等文化財の件数は右表のとおりです。

### ● 指定等文化財の主なもの

<有形文化財・建造物>



ひろさきじょうてんしゆ  
重要文化財 弘前城天守（弘前市）

青森県内 国・県・市町村指定等文化財件数一覧

種 別		国指定	県指定	市町村指定	
有形文化財	国 宝	工芸品	2		589
		考古資料	1		
	重要文化財	建造物	32	44	
		絵画	0	6	
		彫刻	2	30	
		工芸品	7	29	
		書跡	0	2	
		考古資料	13	29	
	歴史資料（史料）	0	12		
無形文化財	重要無形文化財	工芸技術	1	2	7
民俗文化財	重要有形民俗文化財		8	13	62
	重要無形民俗文化財		8	54	155
記念物	特別史跡		1		
	史跡		21	20	92
	特別名勝及び天然記念物		1		
	名勝及び天然記念物		1		
	名勝		8	2	10
	特別天然記念物		2		
	天然記念物		16	40	172
選定	重要伝統的建造物群保存地区		2		
	選定保存技術		1		
登録	登録有形文化財		103		
	登録有形民俗文化財		1		
	登録記念物		4		
記録選択	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財		1		
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		15		
重要美術品	書跡		4		
	考古資料		1		
合 計		256	283	1,087	

※令和2年5月1日現在

● 指定等文化財の主なもの

<有形文化財・建造物>



つしまけ  
重要文化財 旧津島家住宅（五所川原市）



おおみなとすいげんち  
重要文化財 旧大湊水源地水道施設（むつ市）

<記念物>



こまきの  
史跡 小牧野遺跡（青森市）



せいびえん  
名勝 盛美園（平川市）



天然記念物  
下北半島のサルおよびサル生息北限地

<有形文化財・工芸品>



国宝

しろいとおとしつまどりよろい かぶと、おおそでつき  
白糸威裨取鎧 兜、大袖付  
くしひきはちまんぐろ  
榊引八幡宮所蔵（八戸市）



国宝

あかいとおとしよろい かぶと、おおそでつき  
赤糸威鎧 兜、大袖付

<有形文化財・考古資料>



いのししがたどせいひん  
重要文化財 猪形土製品

とこしな  
青森県十腰内2遺跡出土  
（弘前市）



どくろ  
重要文化財 土偶

ありとりいたい  
青森県有戸鳥井平4遺跡出土  
（野辺地町）

<有形民俗文化財>



重要有形民俗文化財  
津軽・南部のさしこ着物  
（個人蔵）

<無形民俗文化財>

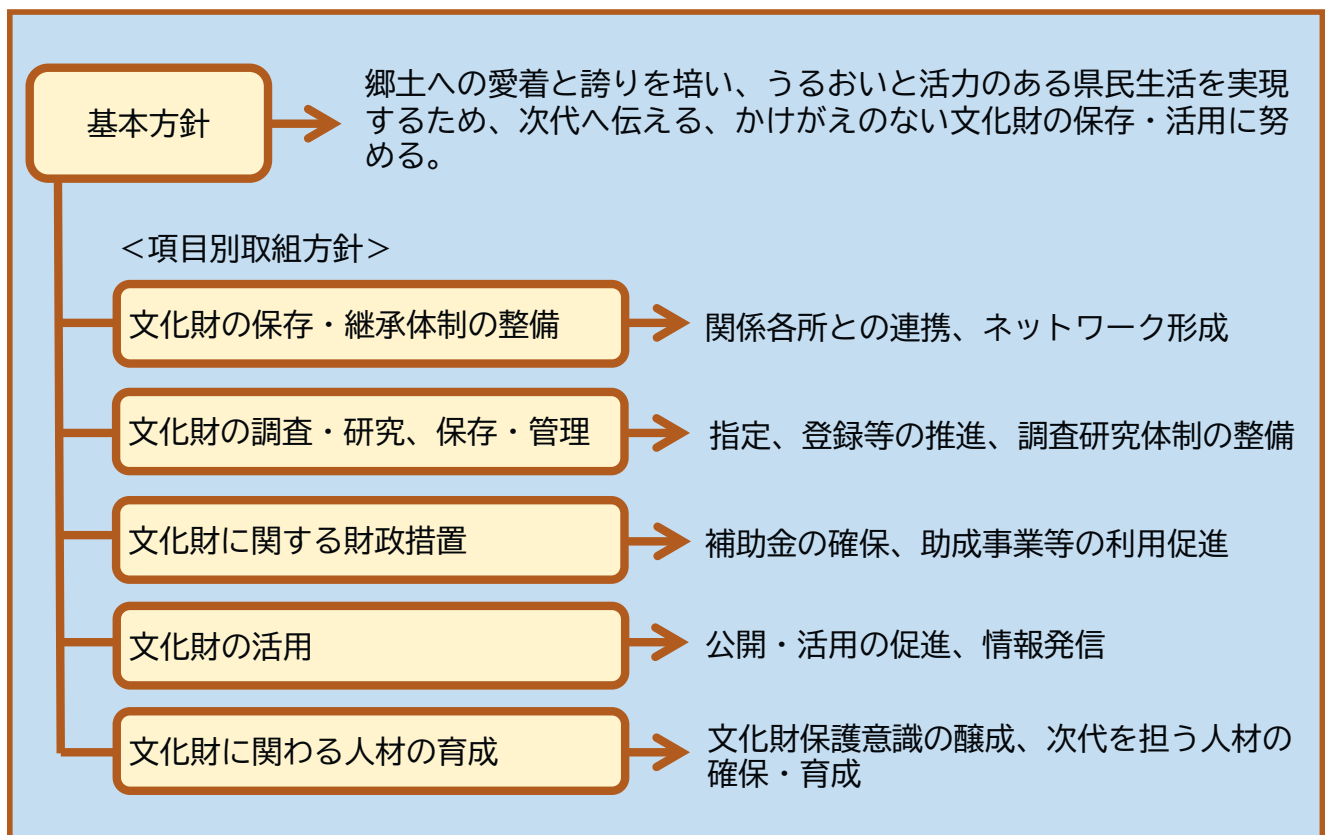


はちのへさんしやたいさい だしぎょうじ  
重要無形民俗文化財 八戸三社大祭の山車行事

## 文化財の保存・活用に係る課題

- 文化財所有者等の努力だけでは文化財の保存・継承は困難。  
→ 地域全体で支えていく体制の整備が必要。
- 地域で失われる可能性のある文化財への対応。  
→ 調査研究を充実させ、価値を適切に見出すことが必要。
- 文化財の維持管理に係る経済的負担は大きな問題。  
→ 所有者等が修理や防災対策、活用などを計画的に行っていける仕組づくりが必要。
- 文化財を地域でどのように活用すべきか。  
→ 地域の特色を示す観光資源としていくなど、新たな活用方法を検討し、地域振興につなげる必要がある。
- 文化財に関わる人材が不足している。  
→ 人材の確保及び育成を推進するとともに、文化財に興味・関心を持つ人々の裾野を広げる取組が必要。

## 文化財の保存・活用に関する今後の方針



# 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 文化財の保存・継承体制の整備
  - ・従来からの業務（文化財の調査・研究、指定等）の継続。
  - ・国や市町村との連絡・調整。
  - ・庁内他部局、高等教育機関、NPO等民間団体・企業等との連携・協力。
- 文化財の調査・研究、保存・管理
  - ・専門家の調査に基づく文化財の指定等の推進。
  - ・幅広い観点による文化財の掘り起こしやリスト化の推進。
  - ・修復等に要する原材料に関する現状確認・保全方法の研究。
  - ・県内文化財の保存・管理状況の確認、修理及び環境整備の推進。
- 文化財に関する財政措置
  - ・文化財の保存・修理、環境整備等に係る補助事業の継続。
  - ・国庫補助金の確保及び各種助成金の有効活用の推進。
  - ・大規模修理等の計画的な実施。
- 文化財の活用
  - ・博物館等施設の機能の充実、公開方法や企画の充実。
  - ・地域の資源としての文化財の有効活用に関する支援。
  - ・文化財の多様な活用方法や取組支援に関する検討。
- 文化財に関わる人材育成
  - ・専門家や関係機関との連携・情報共有を通じた人材確保及び育成。
  - ・活動支援を通じた団体等の育成。
  - ・文化財の価値や魅力に関する普及啓発。
  - ・講師派遣や体験活動等を通じた学習機会の提供。



三内丸山遺跡センター（青森市）  
「さんまるミュージアム」



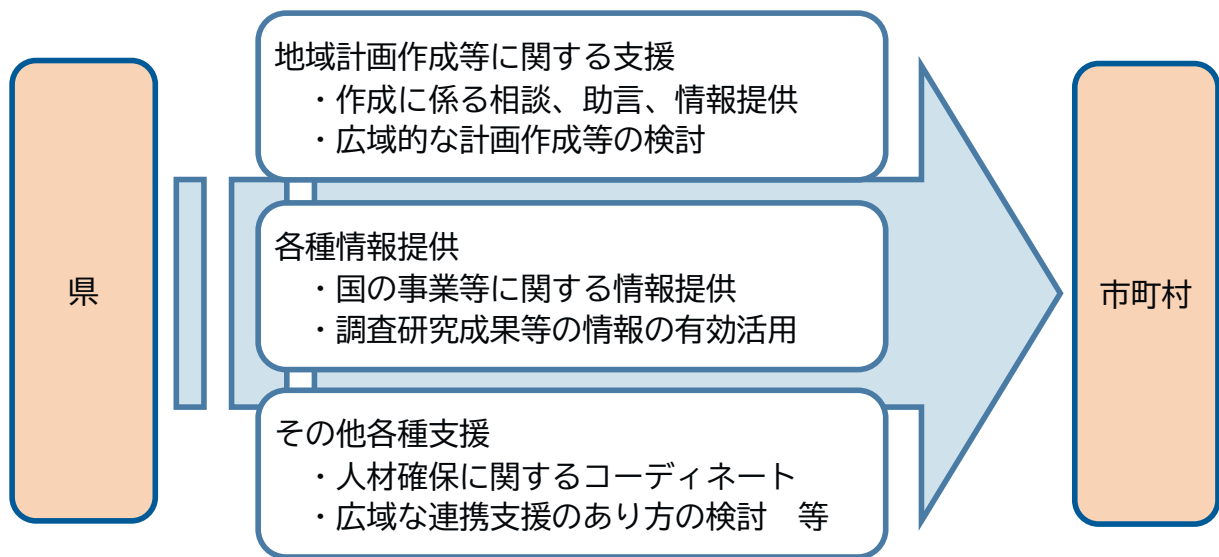
令和元年度「こども民俗芸能大会」  
（青森市にて開催）



高校生縄文案内人養成事業「ガイド体験」  
ふたつもり  
（七戸町 二ツ森貝塚）

# 各市町村への支援方針

## ●市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援



## 防災・防犯・災害発生時の対応

### ● 防災・防犯・災害対策の考え方

- ・文化財の現状を把握し保存・管理に努める。
- ・災害発生時における役割分担、連絡体制等の整備。
- ・文化財救援ネットワークの構築等の検討。
- ・予防対策や防災訓練、防犯対策等の情報提供、実施の働きかけ。

### ● 危機管理体制

青森県地域防災計画や青森県教育委員会緊急時対応マニュアルに基づく対応。

### ● 文化財の救援（文化財レスキュー・文化財ドクター）

- ・レスキュー活動の実施方法・体制、連絡網などに関する調査研究。
- ・震災発生時のドクター派遣事例等についての情報収集。
- ・ヘリテージマネージャーの活動のあり方についての調査研究。

### ● 防災機器等の設置及び修理、耐震化対策

- ・防災設備の修理等に関する補助事業の実施。
- ・文化財所有者等に対する、耐震予備診断や耐震補強等に関する情報提供、対策の実施に関する相談対応。

### ● 防災訓練、防犯対策

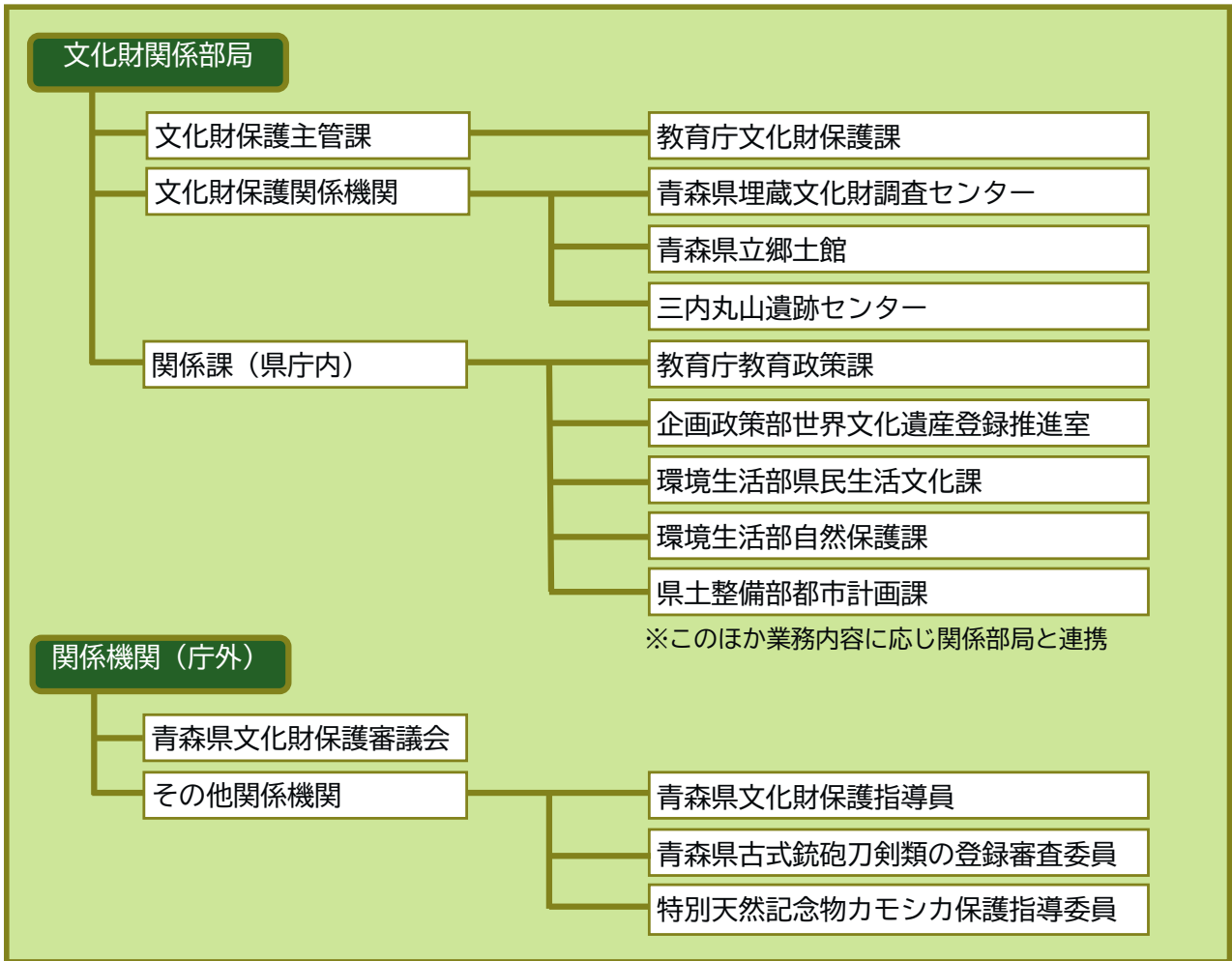
- ・火災等に関する注意喚起や防災訓練等の実施の働きかけ。
- ・文化財の盗難や棄損等の防犯対策に関する注意喚起、警察との連携及び情報共有。



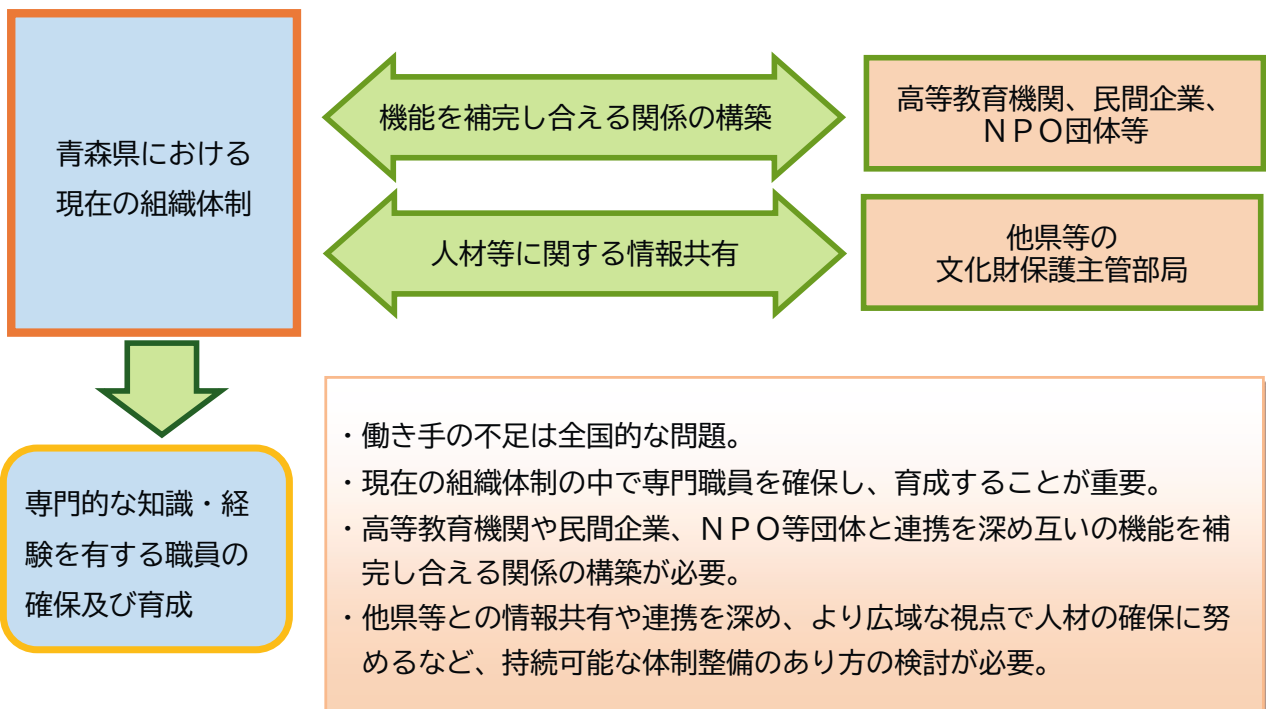
防災訓練の様子  
ひらやまけ  
重要文化財 旧平山家住宅（五所川原市）

# 文化財の保存・活用の推進体制

## ● 青森県における文化財の保存・活用推進体制



## ● 今後の体制整備 (望ましい体制整備)



## かけがえのない文化財を守り伝えていくために

### ● 地域の宝である文化財

文化財は、各地域で大切に守り伝えられてきたかけがえのない宝です。

### ● 社会状況の変化への対応

過疎化や少子高齢化、ライフスタイルの多様化など、社会状況が大きく変化して地域のつながりが希薄化していく中、文化財の維持・管理が次第に困難な状況になっています。

今後、行政機関や研究機関、教育機関、民間企業、NPO等の団体など、多様な関係者が参画し、地域社会総がかりで文化財を継承していくことが求められます。

### ● 災害等危機への対応

近年、記録的な豪雨や大規模な地震の発生により、文化財が被害を受ける事例が発生しています。また、不慮の事故や火災、盗難、新たなウィルスの蔓延等により、これまでに予想もしていなかった被害や影響が発生しています。

文化財は、種類・性質によっては一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうものもあるため、防災・防犯・災害対策面でも対応を充実させていくことが重要です。

### ● 文化財を守り伝えていくために

文化財は、守るだけではなく、地域の中で積極的に活用を図っていくことが重要です。活用を促進していくなかで文化財の価値や魅力を高めていくことが、地域における文化財の継承につながっていくと考えられます。

そして、なによりも地域に暮らす人々が身近にある文化財の大切さを理解し、守り伝えていく心を育てていくことが重要です。

### 高校生文化財魅力発信事業 (平成29～30年度県重点事業)

高校生が、大学や民間企業等の協力の下、地域の文化財を調査し、魅力を発信する取組を行いました。

写真は、八戸工業高等学校の生徒による小田八幡宮仁王門こだ はちまんぐうにおうもん（八戸市有形文化財）の調査の様子。



### 次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用について (青森県文化財保存活用大綱 概要版)

発行 青森県教育委員会（令和3年1月）

編集 青森県教育庁文化財保護課

〒030-8540 青森県青森市長島1丁目1-1

TEL 017-734-9920 FAX 017-734-8280

E-mail E-BUNKA@pref.aomor.lg.jp

印刷 青森コロニー印刷